

*5類型施設と児童相談所の積極的な連携と情報共有について

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長 母子保健課長通知)
雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、平成24年11月30日

児童相談所・市区町村と医療機関は、日頃から連携体制や関係を構築する必要がある

特に、臓器移植に関連し・・・

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。
- 個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

「*5類型施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について」

(厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)
健臓発1206第2号、平成24年12月6日

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し*5類型施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うことが必要。
- 協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有することも重要
(医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等)



引き続き、*5類型施設(医療機関)と児童相談所等の連携体制の整備に取り組んでいただくようお願いしたい。

臓器移植の実施状況

| | 平成23年 (1~12月) | 平成24年 (1~12月) | 平成25年 (1~12月) | 平成26年 (1~12月) | 平成27年 (1~12月) | 移植希望者数 ※1 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 心臓(単独) (脳死下) | 31件 | 28件 | 37件 | 37件 | 44件 | 447名 |
| 肺(単独) (脳死下) | 37件 | 33件 | 40件 | 41件 | 45件 | 279名 |
| 心肺同時 (脳死下) | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 4名 |
| 肝臓(単独) (脳死下) | 41件 | 40件 | 38件 | 43件 | 55件 | 364名 |
| 脾臓(単独) | 6件 | 9件 | 9件 | 5件 | 4件 | 50名 |
| | 脳死下 | 6件 | 9件 | 5件 | 4件 | |
| 腎臓(単独) | 182件 | 174件 | 130件 | 101件 | 133件 | 12,659名 |
| | 脳死下 | 57件 | 58件 | 63件 | 59件 | |
| 肝腎同時 (脳死下) | 0件 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 15名 |
| 脾腎同時 | 29件 | 18件 | 24件 | 24件 | 32件 | 151名 |
| | 脳死下 | 29件 | 18件 | 24件 | 24件 | |
| 小腸 (脳死下) | 3件 | 0件 | 1件 | 0件 | 0件 | 4名 |
| 肝小腸同時 (脳死下) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0名 |
| 眼球 (角膜) | 1,606件 | 1,518件 | 1,488件 | 1,414件 | 1,284件*2 | 1,940名 |
| | 脳死下 | 42件 | 33件 | 32件 | 49件 | |

※1 移植希望者数は、平成28年1月4日現在。(眼球は平成27年11月30日現在)

※2 眼球のみ平成27年11月30日現在。

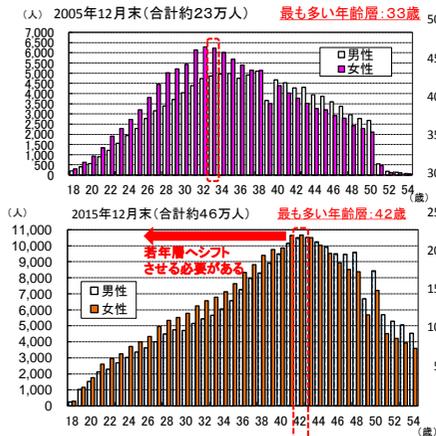
2. 造血幹細胞移植対策

2. 造血幹細胞移植対策について

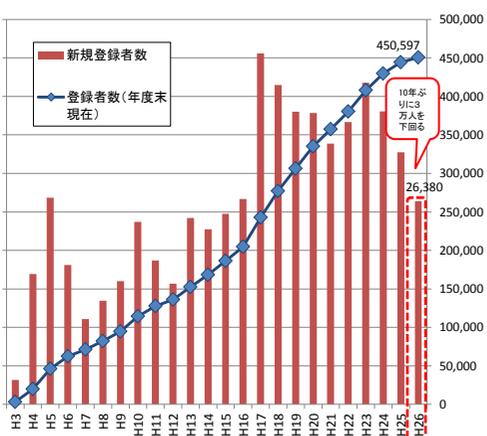
① 骨髄ドナー登録者増加に向けて

- 骨髄移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は増加しているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。
⇒ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要。
- 近年、ドナー新規登録者は年間3万人を超えていたが、平成26年度は、10年ぶりに3万人を大きく下回ったところ。

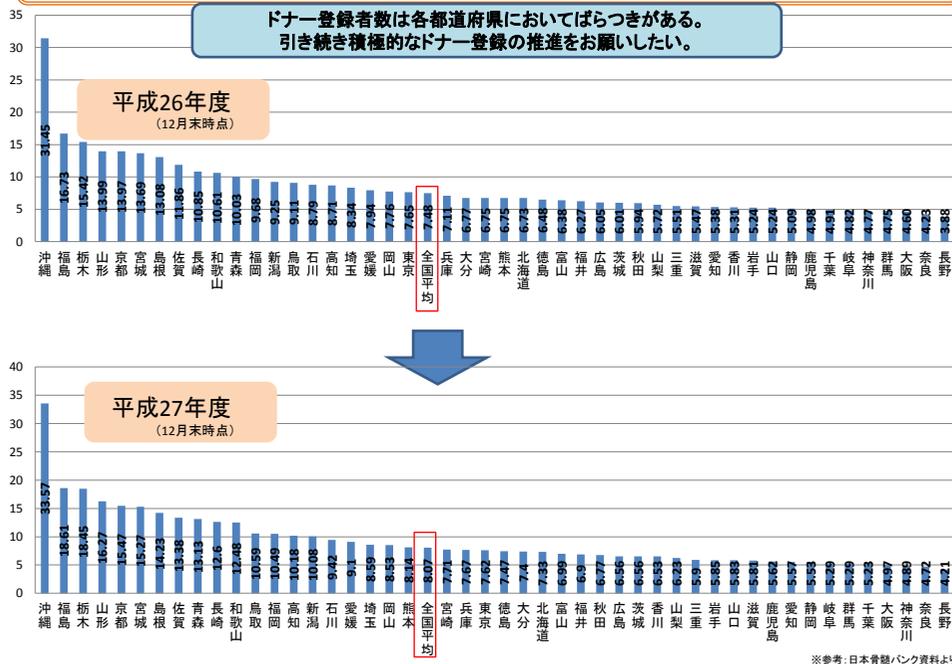
年齢別ドナー登録者数の推移



骨髄バンクドナー登録者の推移



都道府県別対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数～昨年度との比較～



効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

- 各都道府県等においては、現在、
 - ・保健所を通じたドナー登録
 - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
 - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っているところ。
- 効果的な普及啓発を行うためには、骨髄バンク推進連絡協議会等も活用し、日本赤十字社^(※)、(公財)日本骨髄バンクやボランティア団体等との連携を強化することが極めて重要。
 - 献血事業との連携(献血並行型ドナー登録会)など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、日本赤十字社、(公財)日本骨髄バンク及びボランティア団体等との協力が不可欠であり、各都道府県等の積極的な関与をお願いするとともにこれまでの取り組み事例等も参考に、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。
 - ※ 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。
同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定されている。(法律第5条及び第8条)
 - ※ 日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として「普及啓発」が掲げられている。(法律第45条第4号)
- また骨髄にドナー登録を推進する際には、正しい知識を周知し、登録を迷っている人への不安を取り除くことも必要である。

ドナー登録者増加に向けた取り組み事例

- ◆ 骨髄バンク推進連絡協議会を定期的に開催し、普及啓発、ドナー募集方法等を検討する。
(複数県)
 - ◆ 大学・専門学校・高校で、登録会実施（校内献血の並行型登録会や文化祭など）
文化祭実行委員会と連携し、学生にアプローチしたチラシを作成し広報に使用（三重県など）
 - ◆ 「はたちの骨髄ドナー登録キャンペーン」を実施。成人式会場や大学等で広報（茨城県）
 - ◆ 市教育委員会などと連携し、小中学校において、日本赤十字社が作成した子どもにもわかりやすい白血病の子どもが骨髄移植によって救われるという内容のマンガ冊子(右図)を用いて、骨髄ドナー登録がいかに患者にとって必要であるかを授業で教える。
(埼玉県草加市)
- ※ なお、現在日本赤十字社において、中高生向けの冊子を作成しているため、教育委員会等にもはたらきかけ、中高生向けの活用も検討されたい。
- ◆ 市民公開講座を開催。またテレビ局と連携し、ドキュメンタリー番組を作成、放送（青森県）
 - ◆ 地元をホームとしたサッカークラブ協力のもと、試合会場やHP上での広報（京都府）
 - ◆ 地域のお祭などの催しもので登録会を開催したり、骨髄バンクブースを設置し、骨髄ドナー登録を呼びかけ（複数県）



など

② 造血幹細胞移植対策の実施状況について

(1) 造血幹細胞移植推進拠点病院事業の展開

- ・ 平成25年度から段階的に全国に拠点病院を選定。平成27年7月に4病院を追加し、全国9施設を選定した。
平成25年度選定：東京都立駒込病院、名古屋第一赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院
平成26年度選定：東海大学医学部附属病院、東北大学病院
平成27年度選定：北海道大学病院、岡山大学病院、愛媛県立中央病院、九州大学病院
- ・ 今後も拠点病院の方向性について議論を重ねていく予定である。
- ・ 本事業にあたっては、造血細胞移植コーディネーター（HCTC）※の普及のための啓発活動をはじめ、地域連携について都道府県等の協力体制の構築も必要である。

※ 造血細胞移植コーディネーター（Hematopoietic cell transplant coordinator = HCTC）

『一連の造血幹細胞移植の過程で、ドナーの善意を生かしつつ、移植医療が円滑に行われるように、移植医療関係者や関係機関との調整を行うとともに、患者やドナーおよびそれぞれの家族の支援を行い、倫理性的の担保、リスクマネジメントにも貢献する医師以外の専門職』

(2) 非血縁者間末梢血幹細胞移植の推進

- ・ 骨髄採取と異なり、ドナーに全身麻酔を要しない採取方法に『末梢血幹細胞採取』がある。
- ・ 血縁者間では1990年代後半から開始されたが、非血縁者間では導入に際し審議会で頻りに議論を重ね、2010年8月から運用を開始。2011年3月に1例目が実施された。
- ・ 導入にあたって、①患者とドナーとのHLAの完全一致、②採取施設への通院距離（1時間以内）、③採取中の医師の常時監視、について条件を示していたが、その後の安全性の検討等を下りに議論し、これらの条件緩和について認めた。
- ・ 平成27年12月から骨髄バンクで緩和した条件による非血縁者間末梢血幹細胞採取運用を開始している。

(3) 研究目的での臍帯血の利用・提供基準の策定

- ・ 臍帯血の研究利用については「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」でも示しているが、再生医療領域での原材料としての臍帯血も注目されるようになってきている。
- ・ そのため、臍帯血を研究目的で利用・提供する際の臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の倫理審査のあり方、研究成果や残余検体の取扱等についての整理。
- ・ 平成27年12月24日付で、関係ガイドラインの一部改正を行った（健発1224号第1号および第2号）。

造血幹細胞移植医療体制整備事業(今後の方針案)

事業の目的

血液疾患患者全体の生存率の向上のために、

- ・造血幹細胞移植を必要としている患者に対して、**適切な時期**に、**適切な種類**の移植を提供できる体制作り
- ・将来的には、**どこの地域**においても、**誰でも、そして安全に**受けることができる治療方法となることが目標
- ・そして、長期生存が得られるようになった際の、移植後のより良い**長期フォローアップ体制**の構築

事業の内容

- ・平成25年度から事業開始
- ・現在まで全国9施設を選定

